

業務委託設計書

設計	核算	照合	課長補佐 課長
----	----	----	---------

第	号		
令和	8	一般 年度	一般会計
委託金額	円		
款	土 木 費	項	公園墓園費 費
目	公園墓園維持 費	所屬	安佐南区維持管理課
業務名称	安佐南区安川緑道・古川水鳥緑道公園樹その他保守管理業務	設計	8.3
		提出	8.4
		工期	契約締結の日から令和8年11月20日まで
		履行場所	安佐南区祇園一丁目ほか
		業務委託 請 負	一般入札 随意契約

施 行 理 由

本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。

設 計 概 要

樹木せん定 1式

除草 1式

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、安佐南区安川緑道・古川水鳥緑道公園樹その他保守管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）は、必ず作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
 - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用する

こと。

8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。

9 交通誘導警備員については、せん定・除草の作業時に適正な人員配置を見込んでいるが、交通状況等を十分把握し必要であれば交通誘導警備員の増員等の安全対策を行い、現場の安全管理を徹底すること。

また、交通誘導警備員を配置した場合は、勤務伝票等の写しを提出し、発注者が求める場合は、勤務伝票等の原本を提示すること。

10 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。

11 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。

ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

12 報告事項

(1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。

(2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。

- ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
- ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量

13 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

安佐南区安川緑道・古川水鳥緑道公園樹その他保守管理業務 数量総括表

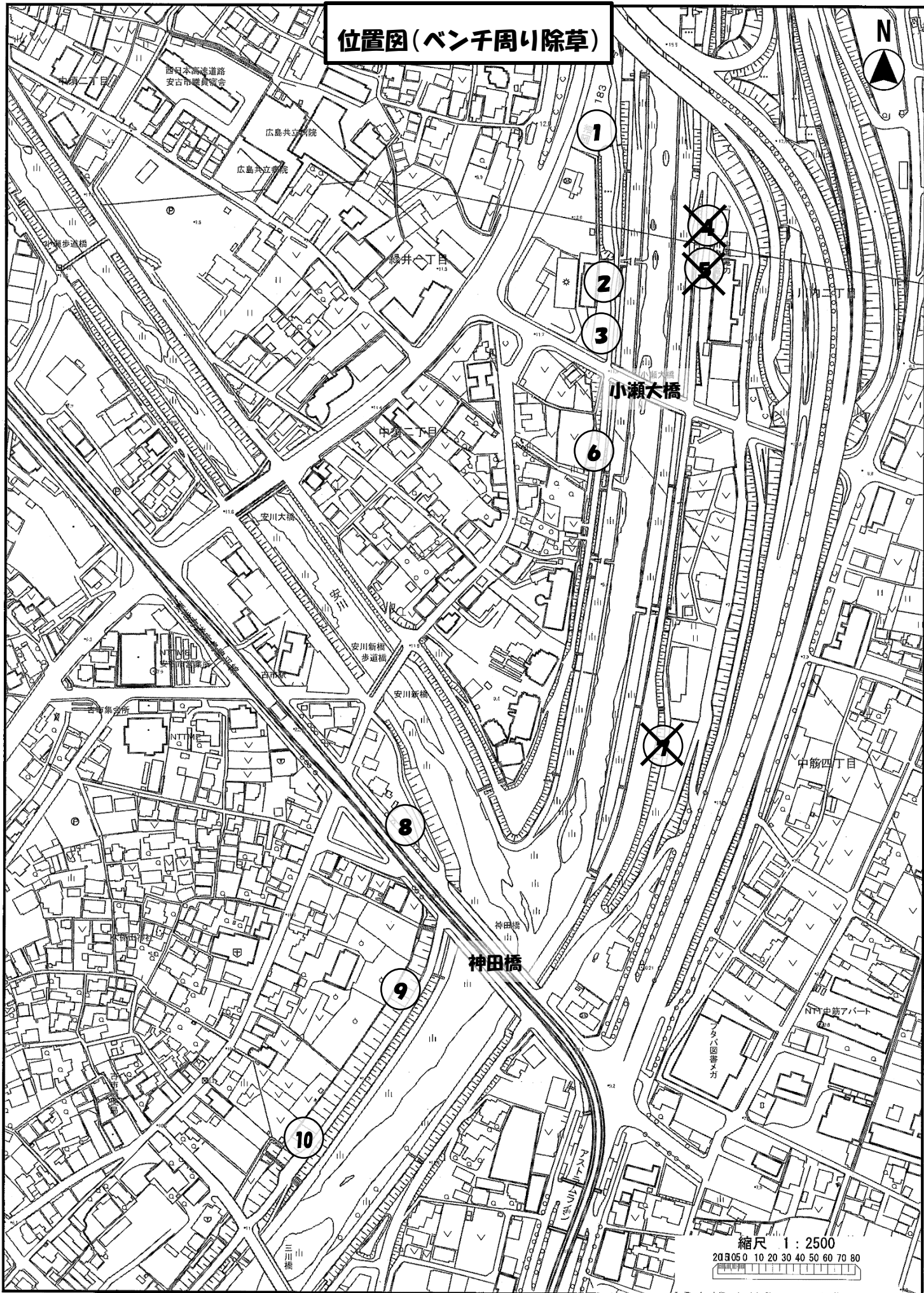
(1/1)

番号	公園名称	除 草					高木せん定 (本)	中 低 木 せん 定				地被類 せん定 (ヘデラ)	備 考
		法 面 (㎡)	法 肩 (㎡)	平 地 (㎡)	植 込 (㎡)	芝 刈 (㎡)		低木 1回 せん定(㎡)	低木 2回 せん定(㎡)	生垣 1回 せん定(m)	生垣 2回 せん定(m)		
1	安川緑道(祇園)			1,486	369		ケヤキ(中) 1 ケヤキ(大) 1 ナンキンハゼ(特大) 1	369		40			祇園出張所～武田山橋
2	安川緑道(西原)			5,996	3,498		ケヤキ(中) 1 ケヤキ(大) 1	3,498		44		110	古市駅前交差点～祇園出張所前
3	安川緑道(古市)			年5回 3,330				1,547		30		100	東原大町線～古市駅前交差点
4	安川緑道(中須)			年5回 5,980			ケヤキ(中) 3 ケヤキ(大) 2	1,272		90		150	安川右岸～東原大町線
小 計				7,482	3,867		ケヤキ(中) 5 ケヤキ(大) 4 ナンキンハゼ(特大) 1	6,686		204		360	
5	古川水鳥緑道(中須1)	412	787	92	166	4,245		166					祇園新道～小瀬大橋～安川新橋右岸
6	古川水鳥緑道(古市3)	651	536	277	135	1,048		135					安川新橋～神田橋～三川橋
7	古川水鳥緑道(古市2)	667	462	230	140	812		140					三川橋～松原橋右岸
8	古川水鳥緑道(古市1)	735	755	708	188	2,362		188			61		松原橋～昭和橋右岸
9	古川水鳥緑道(西原2)	1,307	302	86	61	2,384		61					昭和橋～平成橋右岸
10	古川水鳥緑道(西原1)	484	1,022		164	1,553		164					平成橋～大正橋～古川橋右岸
12	古川水鳥緑道(中筋2)	481	374		161	1,268		161					三川橋～松原橋左岸
13	古川水鳥緑道(中筋1)	2,005	823		211	3,002	落葉樹(小) 4 落葉樹(中) 8	211					松原橋～昭和橋左岸
14	古川水鳥緑道(東原2)	2,317	428		177	2,204		177					昭和橋～平成橋左岸
15	古川水鳥緑道(東原1)	281	670		131	1,473		131					平成橋～大正橋～東原警報所左岸
16	古川水鳥緑道(アンダーパス)		295										平成橋・昭和橋右岸アンダーパス
17	古川水鳥緑道(ベンチ周り)					年2回 3,942							別図参照
小 計		9,340	6,454	1,393	1,534	20,351	落葉樹(小) 4 落葉樹(中) 8	1,534			61		
合 計		9,340	6,454	8,875	5,401	20,351	落葉樹外(小) 4 ケヤキ外(中) 13 ケヤキ(大) 4 ナンキンハゼ(特大) 1	8,220	0	204	61	360	
				年5回 9,310		年2回 3,942							

※ 落葉樹のせん定は落葉するまでに実施すること

小 C=60cm未満
 中 C=60cm以上120cm未満
 大 C=120cm以上180cm未満
 特大 C=180cm以上240cm未満

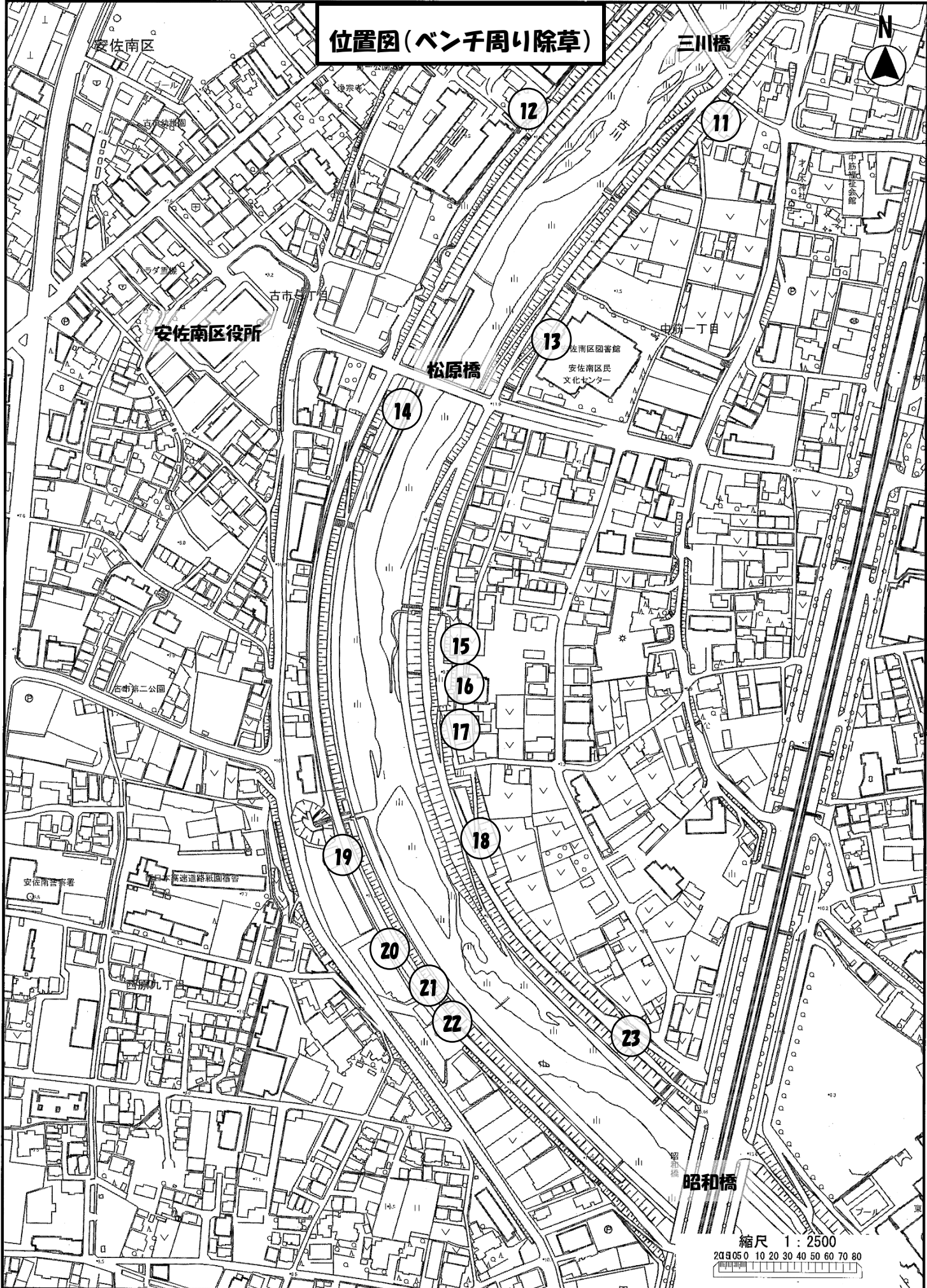
位置図(ベンチ周り除草)



縮尺 1 : 2500

20 30 40 50 60 70 80

位置図(ベンチ周り除草)



安佐南区

三川橋

安佐南区役所

松原橋

昭和橋

12

11

13

14

15

16

17

18

19

20

21

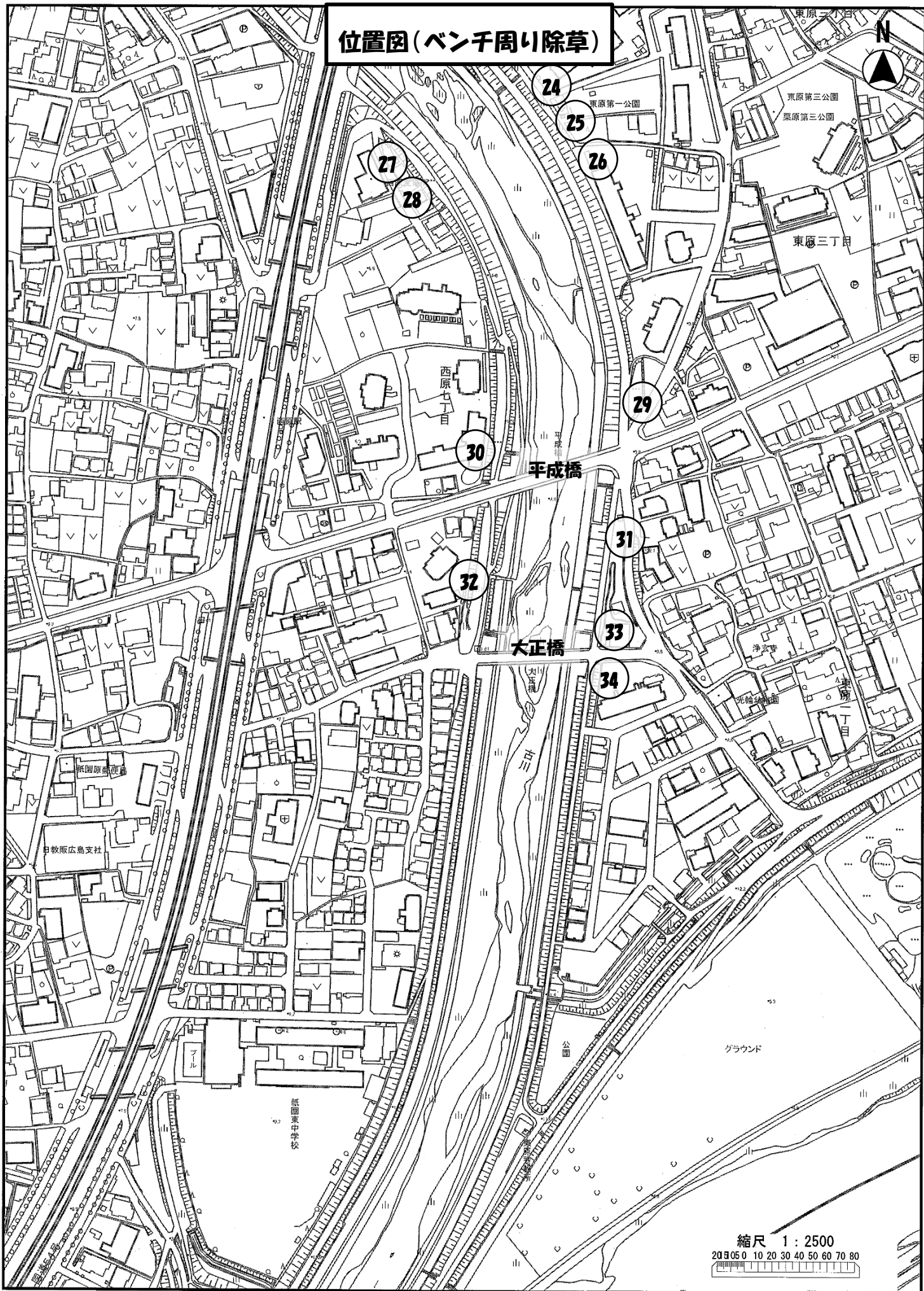
22

23

縮尺 1 : 2500

20 30 40 50 60 70 80

位置図(ベンチ周り除草)



縮尺 1 : 2500
20 30 40 50 60 70 80

